

全産連発第122号  
令和2年10月15日

各正会員  
会長・理事長 様  
安全衛生関連委員会 委員長 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
会長 永井 良一  
安全衛生委員会  
委員長 篠原 隆博

## 労働災害情報の提供について（第10報 累計12件目）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会では、令和元年8月27日付け全産連発第249号にてご連絡いたしました通り業界内の労働災害に関する報道情報を収集し、未然防止対策と併せて情報共有するための取り組みを行っております。

今般、正会員より地元紙に掲載された労働災害に関する報道資料の連絡がございましたので、参考となる類似事故とその対策情報等を併せて情報提供いたします。累計12件目となります。

つきましては、事業者の方がこうした情報を自社の安全衛生活動に活用できるよう正会員協会加盟の会員企業に対し情報提供いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、労働災害情報の提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

【新聞記事】

汚水タンク清掃中の  
 男性死亡  
 産業廃棄物  
 処理業者  
 の焼却廠  
 敷内で「汚水タンクで作業員2  
 人が倒れた」と11日通信報が  
 あった。  
 搬送先の病院で  
 死が確認された。40代の同僚  
 男性も一時意識不明となり病院  
 に搬送されたが、命に別条はな  
 いという。  
 汚水タンクは幅と深さが1・  
 5メートルほどで、産業廃棄物の処理  
 過程で出る汚水をためておくた  
 めのもの。1人でタ  
 ンクに入り清掃していたとい  
 う。40代男性は「  
 を救助  
 するためタンクをのぞき込んだ  
 際に意識を失った。署は2人が  
 汚水から発生したガスを吸い込  
 んだ可能性がある」とみている。

※事故発生場所や時期等を特定されないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	有害物
災害の種類（事故の型）	有害物等との接触
被害者数	死亡者数：1人 休業者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- 1 作業開始前に沈澱槽内の沈澱物の状況等を確認するとともに、作業場所の有害物を適正に測定し、作業計画を定めること
- 2 作業中は作業場所の換気を継続して行うこと
- 3 作業主任者を配置してその職務を的確に行わせること
- 4 作業員に対して安全衛生教育を徹底すること
- 5 安全衛生管理体制を整備し、安全衛生活動を実施すること

## ホテルの汚泥沈殿槽の清掃作業中に 硫化水素中毒



### 発生状況

この災害は、ホテルの地下汚泥沈殿槽内において清掃の準備作業に従事していた作業員2名が硫化水素を吸入して意識障害を起こし、また、その救出に当たった作業員1名も同様に硫化水素を吸入し中毒になったものである。

当日は、沈殿槽内清掃の初日で、午前中は槽内の排水、堆積汚泥の攪拌等を行い、午後1時20分頃から槽内の作業環境測定が行われた。

その後、被災者Aはジェット洗浄による汚泥除去作業のため、被災者Bは清掃前の現況写真撮影を行うため、別々のマンホールからほぼ同時に槽内に入った。

その直後に、汚泥が多量に堆積した箇所に降り立ったBが意識を喪失した。

AはBを救出しようとしたが、自分も気分が悪くなったためマンホール外に居る作業員に救助を求めた。

Aから救助を求められた現場責任者Cは、A、Bを救出するためマンホール内に入ったが自分も気分が悪くなり倒れた。

その後、3名は、他の作業員等に救助されホテルの医務室に運ばれ、救急処置が施された結果いずれも回復した。

### 原因

この災害の原因としては次のようなことが考えられる。

- 1 汚泥沈殿槽内に硫化水素ガスが滞留していたこと
- 2 作業環境の測定方法が不適切であったこと
- 3 汚泥沈殿槽内の換気を十分に行わなかったこと
- 4 作業主任者の職務を十分に行っていなかったこと
- 5 救助作業時に空気呼吸器等を使用させていなかったこと

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）